

## 私たちは特定秘密保護法案に反対します

2013年11月29日(金)

日本科学者会議静岡支部幹事会

去る11月26日(火)、特定秘密保護法案(4党修正案)(以下、「本法案」という)が衆議院を通過しました。本法案は、安全保障の名の下に行政機関が「特定秘密」に指定した情報を半永久的に国民の目から覆い隠す一方で、行政機関相互そして特定の外国政府との間でそれを共有しようというものです。私たちは、本法案が国民の「知る権利」、「取材の自由」、「報道の自由」を大きく侵害するものであり、ひいては国民主権を形骸化させるものであると考え、その廃案を強く訴えます。そして、現下の情勢においては、参議院における慎重かつ丁寧な審議を強く要求するものです。

確かに政府が安全保障に関わる国家秘密を保有することには一定の合理性があります。しかし、それを法的に保護しようという場合、自由主義国家を標榜する限り、国民の「知る権利」、「取材の自由」、「報道の自由」との調整を最優先ではかる必要があります。その国際水準を示すのが「ツワネ原則」です(国立国会図書館『調査と情報』806号(2013年10月31日))。しかし、本法案は、こうした国際水準そして日本国憲法の基本原則(基本的人権、国民主権)に照らしてみたとき、以下のような重大な問題点をはらむものです。

第一に、法案の示す「特定秘密」の範囲はあまりに広範囲で、しかもその定義は曖昧です。したがって、解釈次第では特定秘密の範囲は無制限に拡大しかねません。たとえば自衛隊に関する情報は、現在公開されているものであっても今後はすべて特定秘密に指定されてもおかしくありません。さらに問題なのは特定秘密を指定する行政機関が防衛省や外務省に限られないということです。法文上はすべての行政機関が特定秘密の指定をすることができます。そのため、安全保障の名目を立てさえすれば、あらゆる行政情報が特定秘密とされかねません。

第二に、いったん特定秘密に指定されてしまうと、政府はその情報を徹底的に秘匿し、国民がその内容を知ることは不可能になります。ここでは国民の「知る権利」は完全に無視されています。たとえば国民代表によって組織される国会に対して、行政機関は特定秘密を提供することを義務づけられていません。もし提供する場合でも、国会は秘密会とすることが義務づけられています(さらに国会は秘密会で提供された特定秘密を保護する措置をとらなければなりません)。また、報道機関の取材活動については免責特権が保障されていません。法案は、一応「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮」と書いています。しかし、その一方で、捜査機関が「公益目的の取材ではない」「著しく不当な方法による取材」と判断すれば、取材・報道活動を処罰することができるようになっていきます。それだけに、国内外の報道機関が本法案に

対して厳しい批判を加えているのは至極当然のことといえます。

第三に、特定秘密の指定を解除し、情報を国民に開示するという仕組みがきわめて不完全です。国民の「知る権利」を制限し、国家機密を保護する必要があることを認めるにしても、自由主義国家にあってはそれはあくまで一時的・例外的措置でなければなりません。一定期間が経過すれば、政府はすべての情報を開示し、国民の批判的検討に委ねるといったシステムを構築する必要があります。しかし、本法案は、指定解除期間を三つに分け、①原則として最長 30 年、②一定の要件（「内閣の承認」など）を満たせば最長 60 年、③さらに一定の要件を満たせば無制限、としています。つまり、行政機関の恣意的な判断だけで国民に開示する情報と開示しない情報を選別するだけでなく、後者についてはほぼ半永久的に不開示とすることが可能になっているのです。これでは行政機関にとって不都合な情報はいつまでもたっても国民に開示されないという事態が起ころうでしょう。改めて言うまでもなく、国家の情報は国民のものであり、原則としてすべて国民に開示されなければなりません。

以上、三点にわたって述べてきたように、本法案は、国民の「知る権利」や「取材の自由」「報道の自由」を犠牲にして、特定秘密に指定した情報を半永久的に国民の目から覆い隠そうとするものです。しかし、その一方で、奇妙なことに本法案は、行政機関の判断で特定秘密を他の行政機関だけでなく、特定の外国政府などにも提供することができるかと定めています。主権者である国民には情報を秘匿しながら、外国政府にはそれを提供するというのです。これは国民主権の原理に背き、国家主権（国家の独立）を否定する買弁的行為といえるのではないのでしょうか。

このように本法案は重大な欠陥や疑問点を内包するものであり、本来、自由主義国家においてはその存在を許すべきものではありません。それゆえ、私たちはその廃案を強く求めます。そして、当面の参議院の審議においては拙速な議案処理を避け、法案の重大な問題点について慎重かつ丁寧な審議を尽くされることを強く要求するものです。